

FP Topics

=介護の基本的な知識=

2024年1月号

=One's impressions=

少子高齢化がすごい勢いで進行しています。他人事ではなくなるようです。私事では、一昨年頃～じわじわと義母の介護に向き合わなければならなくなっています。ほぼ毎月妻の田舎へ訪れています。

昨年は、自分自身も病を得ていろんなことを考える良い機会となりました。

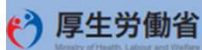
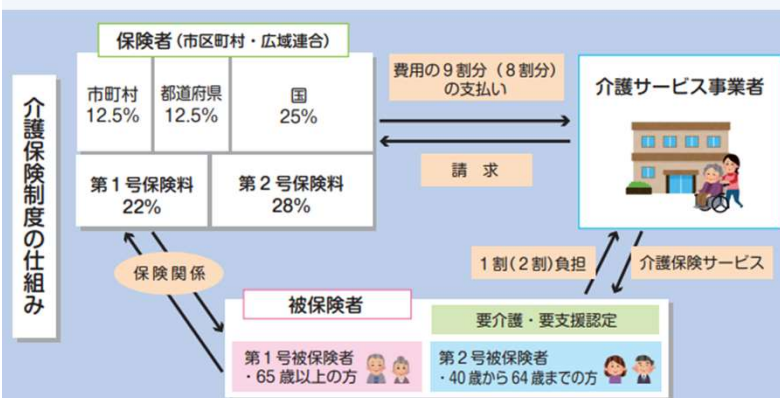
今月は、誰にも突然訪れておかしくない介護について、その基本的な知識を特集してみたいと思います。

=公的介護保険のあらまし=

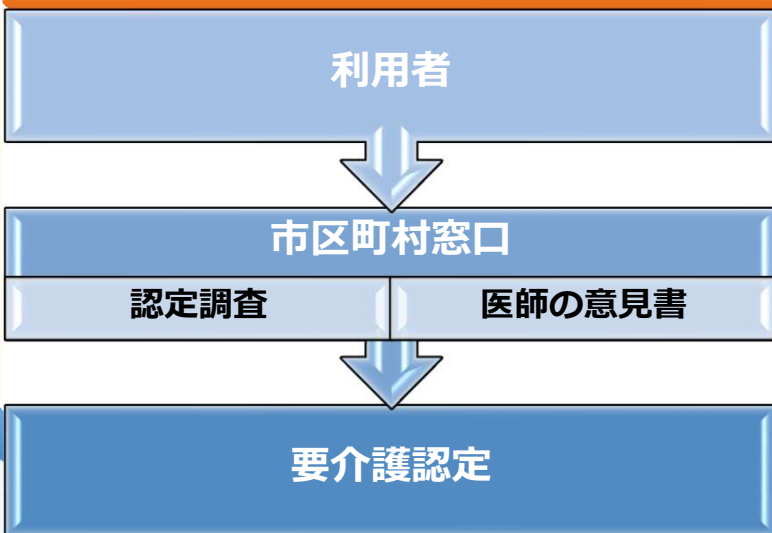
公的介護保険（以下介護保険）は、少子高齢化社会の到来により要介護者を社会全体で支える仕組みとして、2000年4月に導入されました。

40歳以上の国民全員が被保険者となり、納めた保険料に国庫負担金を合わせて、介護サービスが提供される仕組みです。介護サービスの内容は以下、

- ①自宅で受けられるサービス
- ②施設で受けられるサービス
- ③バリアフリー化など介護環境を補助するサービスなどがあります。



=介護サービスの利用手続き=



①申請する

介護サービスの利用を希望する場合、市区町村の窓口で「要介護（要支援）認定」の申請をします。

②要介護認定の調査及び判定

➤ 認定調査・主治医の意見書

市区町村の職員などの認定調査員がご自宅を訪問し、心身の状況について本人やご家族から聞き取りなどの調査が行なわれます。また、市区町村から直接、主治医（かかりつけ医）に医学的見地から、心身の状況について意見書を作成してもらいます（市区町村から直接依頼）。

➤ 審査・判定

認定調査の結果と主治医の意見書をもとに、保険・福祉・医療の学識経験者による「介護認定審査会」で審査し、どのくらいの介護が必要か判定します。要介護度は要介護1～5または要支援1、2のいずれかとなります。

③認定結果の通知

原則、申請から30日以内に、市区町村から認定結果が通知されます。

④ケアプランの作成

要介護1～5と認定された方は、在宅で介護サービスを利用する場合、居宅介護支援事業者と契約し、その事業者のケアマネジャーに依頼して、利用するサービスを決め、介護サービス計画(ケアプラン)を作成してもらいます。施設へ入所を希望する場合は、希望する施設に直接申し込みます。要支援1・2と認定された方は、地域包括支援センターで担当職員が介護予防サービス計画を作成します。

⑤サービスの利用

サービス事業者に「介護保険被保険者証」と「介護保険負担割合証」を提示して、ケアプランに基づいた居宅サービスや施設サービスを利用します。ケアプランに基づいた利用者負担は、費用の1割または2割。**※下記限度額を超える部分は全額自己負担。**

＝要介護度別介護サービスの支給限度額＝

- 要支援1【支給限度額50,320円】**
介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態。
- 要支援2【支給限度額105,310円】**
生活の一部について部分的に介護が必要な状態。
- 要介護1【支給限度額167,650円】**
生活の一部について部分的に介護が必要な状態。状態の維持や改善が見込まれる人については、要支援2と認定される。
- 要介護2【支給限度額197,050円】**
軽度の介護を必要とする状態。食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。直前の行動の理解の一部に低下がみられることなど。
- 要介護3【支給限度額270,480円】**
中等度の介護を必要とする状態。食事や排泄には一部介助が必要等。いくつかの問題行動や理解の低下がみられるなど。
- 要介護4【支給限度額309,380円】**
重度の介護を必要とする状態。食事にときどき介助が必要。排泄、入浴、着替えに全面的な介助が必要。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられるなど。
- 要介護5【支給限度額362,170円】**
最重度の介護を必要とする状態。食事や排泄が一人でできない。日常生活を遂行する能力は著しく低下している。意思の伝達がほとんどできないなど。

物思いに耽りながら、ゆっくりビールを飲んでいると、もうバスがやって来る時間です。こんなに山深い奈良の田舎でもバスはほとんど定刻にやって来るのです。日本の交通事情はほんとに凄いな～と感じる瞬間です。道路を渡ってバス停に移動しますが、乗客は自分一人だけ、やってきたバスにも乗客はほとんど乗っていませんでした。

この路線バスは、山間に住む住民の足となっていて、生活に欠かせない大切な路線です。山間の狭い道を通することもあり、バスのサイズは小ぶりのマイクロバス。年配の乗客は運転士さんとも顔見知りで、世間話に花が咲くのですが、運転中に話をすることもあり、ちょっと怖いな～と感じることもあります。

山間の狭い道で、バス同士がすれ違う際、運転士さんがバスを止めて運転席越しに話し始めた時は、さすがに少し驚きました。業務連絡かな～と思いきや、聞き耳を立ててみると、なんと世間話でした、しかも長い・・・自由だな～と感じるひと時です。

もっと驚くのは、知り合いがバスを降りる際には、その乗客の自宅前にバスが止まります。タクシーか？とびっくりしましたが、山間部を走るバスには乗降自由区間があるのです。確か関東の奥多摩の山間部でも、手を挙げてバスに乗ってくる人がいたのを思い出しました。

そうこうしているうちに、バスは山間部を抜けて下市口の街に近づいてきます。お楽しみの温泉は、街に近い、ほぼ銭湯のような公衆浴場です。温泉の目の前にバス停があるので、ありがたいのですが、あまり趣きがないのが少し残念です。

